



未来ちゃん情報局

王塚装飾古墳館のマスコットキャラクター 未来ちゃん

◆ 住民課 住民年金係

お知らせ

児童手当について
継続受給には現況届の提出が必要です

【手当の支給額】（児童一人当たりの月額）

0歳～3歳未満	一律	15,000円
	第1子・第2子	10,000円
3歳～小学校修了前	第3子以降	15,000円
	一律	10,000円
中学生	一律	10,000円

※養育している児童の数は、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間である児童（一般に高校3年生まで）の中で、年長者から順に第1子、第2子、第3子と数えます。

※受給者の前年分（1月～5月分までの手当については前々年分）の所得が所得制限限度額を超えている場合、支給額は児童の年齢にかかわらず、児童一人につき月額5,000円が支給されます。

【手当の支給月】

- 6月（2月～5月分） ● 10月（6月～9月分）
- 2月（10月～1月分）

【現況届について】

- 6月5日現在、桂川町で受給されている人が6月以降も継続して手当を受給するためには、6月中に現況届を提出していただく必要があります。
- 対象世帯には5月下旬に郵送にてご案内しますので、詳しくはそちらをご確認ください。
- 現況届の提出がない場合には、6月以降の児童手当が支給できなくなりますので、ご注意ください。



問合せ先

住民課 住民年金係 ☎055・3301

◆ 健康福祉課 健康推進係

お知らせ

がん検診・肝炎ウイルス検診について
検診申込書が届いているかご確認ください

4月上旬に「平成25年度各種検診申込書」を対象の世帯に郵送しておりますが、申込書が届いていない方は、お手数ですが健康福祉課健康推進係までご連絡ください。

対象は、平成25年4月1日時点で女性20歳以上、男性40歳以上の方がお住まいの世帯です。

問合せ先

健康福祉課 健康推進係（ひまわりの里） ☎055・0001

市町村への権限委譲業務

小さく生まれた赤ちゃんのために

平成25年4月1日から、母子保健法に規定されている次の業務が、市町村に権限委譲されます。

○ 低体重の届出を受理します。

体重2,500g未満で生まれたら、窓口・電話・郵送などの方法で低体重児出生届を提出してください。（低体重出生届は妊婦健康診査補助券の最終ページにあります。）



○ 未熟児の訪問指導を行います。

療育上必要と認められた場合、家庭訪問を行います。未熟児の症状や家庭環境に応じた養育支援を早期から行います。

○ 養育のための入院を必要とする場合、必要な医療を給付します。

体重2,000g以下の出生や身体の機能が未熟なまでの出生等、入院加療を必要とする未熟児（1歳未満）に対して、指定医療機関における医療費の自己負担について公費負担をします。

問合せ先

健康福祉課 健康推進係（ひまわりの里） ☎055・0001